

平成28年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年8月10日(水)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年8月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

な し

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地の買受適格証明願(転用目的)について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第6号 農用法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

その他

事務局 委員会の定例会の前に、8月1日付で異動がございました。前の山本係長が住民環境課に異動しまして、かわりに農林水産課におりました木原の方が農業委員会にまいりましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

事務局 改めまして、おはようございます。先週の8月1日付で、この農業委員会の書記に仰せつかりました。何分不慣れで、皆様に多々御迷惑をおかけするかと思えますけれども、皆様よろしくお願いいいたします。

濱北会長 それでは、一言申し上げたいと思います。

8月の年度もちょうど真ん中に異動がありまして、私も辞令交付に呼ばれたわけですが、びっくりしたところがございます。木原君は農水のほうに何年かおられましたので、全くの素人じゃないと思っておりますので、今後、皆様の御協力と、わからないところがあったり、教えてもらうところがあった場合は、お互いに協力し合って頑張っていたきたいと思えます。

毎日毎日、暑い日が相当続いておりますが、雨も7月13日に降ったきりほんとうの雨は降っておりません。「暑かな」、「暑かですね」というのが挨拶になっておるようでございまして、おとといは岐阜県の高山市で39.2度、熊本では菊池市が38.5度の高温を記録いたしました。暦の上では立秋と言っておりますけど、まだまだ夏の真っ盛りではなからうかなと思えます。まだ暑い日が続きます。体には十分気をつけて、自分の体は自分で管理するという気持ちで頑張っていたきたいと思えます。

それから、二、三日前からリオオリンピックが始まりました。夜中まで放送がっておりますが、寝不足などは注意して、自分の管理をしていただきたいと思えます。

今日は平成28年度第4回長洲町農業委員会定例会でございます。よろしくお願いをいたします。

本日の提出議案は、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号「農地の買受適格証明願について」、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は11番土山委員、12番徳山委員です。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号でございますけれども、1か所だけ申しわけありません、さっきの議案になりますけれども7ページの訂正をお願いしたいと思えます。

受付番号10番の備考欄、病院勤務の下に第1種農地と書いてございますけれども、第2種農地に訂正をお願いしたいと思えます。申しわけありません、よろしくお願いいいたします。

この前の研修で、議案の読み方について少し指摘といたしますが、指導がござ

いました。申請人の住所・氏名に関しましては、名前は個人情報保護法の関係で言うてはならないとなりましたので、今回からは申請者とかの名前を、例えばこの場合であれば磯町区在住の方と改めますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第13号でございます。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

受付番号2番、申請者の住所・氏名でございますが、磯町区在住の方でございます。申請物件の表示につきましては、所在が長洲前濱、地番は2451番1、地目は台帳、現況ともに畑でございます。地積に関しましては284㎡。申請理由は貸駐車場ということになっております。施設面積も先ほど言いました地積と同じです、284㎡になっています。農地区分でございますけれども都市計画法に定められている用途地域内でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、現在駐車場として使用されております。今後とも駐車場として利用するため、資金等の必要はございません。また、無断で使用していたということで、始末書の提出がっております。その件に関して問題はないと判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ということで、事業計画書、土地利用計画図の添付はされております。平成28年11月中旬に着工される計画になっており、遅滞なく事業は供されるということは見込まれております。

計画の面積の妥当性でございますが、申請地に車両5台分の駐車をする計画を立てております。駐車台数、展開面積が確保されているため、面積としては問題がないと思われております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺の農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、隣接地は道路と面して耕作された農地はございません。周辺への支障はないと思われております。

その他、特記事項でございますが、申請地は土地の造成はすることなく、現状のまま駐車場として利用され、近隣の農地への土砂流出等の被害はないと思われま。現状のまま使用されるため、新たな排水はございません。

以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま、受付番号2番について、説明が事務局よりありました。ここで、地区委員の長谷川委員に補足説明をお願いします。

長谷川委員

説明します。9番長谷川です。

受付番号2番の申請について、ただいま事務局より説明がございました。資料の2ページを開いてください。道路がちょうどコスモス、しまむらの前の道路を長洲小学校の方向に向かっていくと、港の方面から荒尾長洲線がございます。そこにちょうど信号がありまして、その信号の真下に位置しているところでございまして、今説明がありましたように、隣接する周辺農地はございませんので何ら問題はないと思います。そしてまた、数年前からここは駐車場と

して利用してあった様な土地でございます。始末書も添付してあるということで、今、説明がありましたので、何ら問題はないと思いますが、いつかも話がありましたように始末書さえ出せばいいのかということがございましたけれど、現在そういう状況に置かれておりますので、皆さん審議をよろしく願います。

濱北会長

ただいま地区委員の長谷川委員から補足説明がありました。ここで、御意見、御質問等をお伺いしたいと思いますが何かありませんか。

なし の声有

濱北会長

ないようですので、賛成の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成で、原案どおり決定をいたします。

次に進みます、4 ページです。議案第14号「農地の買受適格証明願について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第14号でございます。「農地の買受適格証明願（転用目的）について」を御説明いたします。

受付番号が1番でございます。申請人の住所・氏名でございますが、長洲町の磯町区在住の方でございます。競売の公売物件の表示でございますけれども、所在が長洲前濱、地番が2451番13。地目が台帳、現況ともに畑、地積が34㎡。申請理由と致しまして貸駐車場。施設面積が318㎡ということになっております。先ほど出てきました、議案第13号の土地の隣接地でございます。

こちらは農地区分にいたしましては先ほど申し上げましたとおり都市計画法に定められています用途地域であるため、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関から残高証明書が添付されており、事業費を超過しているため適当と思われる。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところで、事業計画書、土地利用計画図が添付されており、平成28年11月中旬に着工される計画でございます。遅滞なく事業を供されることが見込まれております。

計画面積の妥当性でございますけれども、隣接地の駐車場と合わせて駐車場として使用することを目的とされており、先ほど言いましたとおり車両5台の駐車場にする計画でございます。駐車台数、展開面積が確保されているため問題はないかと思われます。

転用行為の妨げとなる権利者の方はいらっしゃいません。公売物件でございます。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無ということですが、先ほどと同じでございます。隣接地は道路と自己所有の駐車場で、農地はございません。周囲への支障はないと思われます。

その他、特記事項でございますが、長洲町役場の税務課による競売参加に伴う適格証明の願でございます。申請地は造成することなく現状のまま駐車場として利用される予定でございます。近隣の農地への土砂流出、被害等はないと

思われますし、現状のまま使用されるため新たな排水はございません。

濱北会長 以上で説明を終わりたいと思います。

長谷川委員 ありがとうございます。

濱北会長 今、事務局より説明がございました。ここで、また、地区委員で9番の長谷川委員に補足説明をお願いします。

長谷川委員 説明します。

濱北会長 受付番号の2番に説明したように、資料の5ページにうたっておりますように、すぐ隣でございますので、何ら場所の説明も必要じゃないかと思っておりますが、どうぞよろしくをお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいまの件について、何か質疑等はございませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の挙手を求めます。

濱北会長 賛成者挙手

濱北会長 全員賛成ということで、この件について原案どおり決定をいたします。

事務局 次に進みます、7ページです。議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第15号でございます。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

事務局 受付番号9番でございます。譲受人でございますが、長洲町の不動産の会社でございます。譲渡人でございますが、宮ノ町区在住の方でございます。申請物件の表示ということで、所在地でございますが、長洲字葉山、地番が459番2、地目が台帳、現況、田となっております。地積でございますが1,000㎡。

事務局 申請理由といたしましては宅地分譲3区画となっております。施設面積も同じく1,000㎡でございます。

事務局 こちらの農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域でございます。第3種農地として判断をしております。

事務局 資力及び信用力でございますけれども、金融機関から残高証明書が添付されており、事業費を超過しているため適当と判断をしております。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、残高証明書等の添付がされており、平成28年9月15日より着工と計画をされております。遅滞なく事業が供するものが見込まれるところでございます。

事務局 計画面積の妥当性でございますが、申請地は住宅用地として造成、分譲される予定でございます。333㎡を3区画計画されております。計画面積としては適当と判断しております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、申請地の周囲、南側、西側、北側には土留めブロックを設置し、土砂流出等がないよう盛土、施工するということでございます。隣接地には道路及び水路、駐車場であるため、周辺への農業への影響はないと思われまますので、問題はないかと考えてお

ります。

その他、特記事項でございますが、雨水に関しましては、隣接の水路への排水を計画されております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ただいま受付番号9番の説明が終わりました。ここで、15番濱崎委員に補足説明をお願いいたします。

濱崎委員

15番濱崎です。

場所は、長洲の松本幼稚園から東へ100メートルぐらい行ったところにあります。西側の駐車場は、以前幼稚園用の駐車場として農地転用の申請があったところですので。周辺には住宅街となっておりますので、農地への影響はないと思われれます。審議のほう、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございます。

今、補足説明がございました。この件につきまして、何か質問等ございませんか。

濱北会長

ありません の声有

なければ、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で、受付番号9番について原案どおり決定をいたします。

事務局

次に、受付番号10番の説明をしてください。

それでは、受付番号10番の説明をいたします。

賃借人の方が荒尾市在住の方でございます。賃貸人の方が折地区在住の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、折崎字大辻、地番が1187番地、同じく1188番地となっております。地目が台帳、現況、田でございます。地積が、1187番のほうが1,352㎡、1188番のほうが1,560㎡となっております。

申請理由といたしましては、太陽光発電施設になっております。施設面積でございますが699㎡。農地区分でございますけれども、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということで、第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の借入申込書が添付されており、事業費と同額となっております。申請に係る用途なく、遅滞なく供することの確実性といたしましては、事業計画書、借入申込書等が添付されており、平成28年10月1日より着工と計画されております。

計画面積の妥当性でございますけれども、申請地が2,912㎡で、太陽光パネルを480枚、695㎡の設置というふうに計画されております。そのほか、作業所2カ所、通路等になっております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地へ係る営農条件の支障の有無ということで、周辺農地へは被害防除柵の検討はありませんが、問題が発生した際は対応を行うということになって

あります。

その他、特記事項でございますけれども、雨水のほうは地下浸透ということになっております。

以上で説明を終わりたいと思います。

濱北会長 ありがとうございます。

坂上委員 ここで、地区委員の3番坂上委員の補足説明をお願いします。

折崎担当の坂上です。

10ページ目をあけてください。場所はちょっとわかりにくかばってん、位置図という上のほうが、向野の床屋になります。それを折地のほうにずっときまして、折地踏切というところがあって、そこから約50メートルぐらい行ったら、左側に竹やぶが見えます。場所はそこです。竹やぶが見えて、木が植わったりして耕作放棄地で去年審査しましたところ、境界線も何もわからず、赤でしました。

ここがどがんして開墾するかわかりませんが、太陽光がついたら、ここが、赤でなくなるということになりますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

濱北会長 ありがとうございます。

受付番号10番の説明と補足説明が終わりました。ここで何か質問、御意見等はございません。はいどうぞ1番。

池本委員 施設面積に対して約3倍強の面積があるんですが、これは適当ですかね、広さは、699㎡に対して2,919㎡って。

事務局 施設は支柱っていうか、あれは施設面積に入らないんです。パネルはその上に乗りますので、パネルの面積はまた別です。480枚ということで、結構な広さになります。

池本委員 だから、ほかのそういった太陽光施設に対して、480枚のパネルに3,000㎡、約3反。そこまで、広が過ぎりゃせんかなって。

事務局 一応計画配置図を見る限りでは、施設面積に対しては、妥当な面積です。

池本委員 周辺は農地ですよ。竹の周りで開墾してぴしゃっとすれば、雨水は地下浸透、何も雨が漏れてくることはなかですかね。

事務局 その辺は、現場の確認に行きましたけれども、大丈夫だと。

池本委員 大丈夫なら。ここは、高低差は水平ですか。

事務局 見た感じは、少しJRのほうに向かって少し勾配はあったようです

池本委員 周辺の農地に対して、ここは高いんですか、低いんですかってこと。

坂上委員 大体30センチぐらいの差やろうと思うばってんですね。

池本委員 なら、ほとんど平地ということやな。

坂上委員 境界線ば見ろうと思うとばってんわからんとや。

池本委員 盛土とか何もさっさんとやろたい。

増岡委員 下はコンクリートかなんかでとめるって言いなっさった。

事務局 あそこだけ、支柱の周りだけ。

増岡委員 パネルのとこだけですな。

池本委員	パネル500枚っていうから、全部の施設は1,000㎡もいらんよな。パネルは1 m、1枚どしこかな、パネルの広さは、1 mどしこの、1 m四方やけんな。
事務局	そこまではわからないですけど。2つダブルで並べて、3.3の……。こっち側への広がりちょっとわからんとですけど。19メートルと16メートル。
池本委員	周囲に迷惑かからんとよかつたいな。そがんとが、結局自然沈下でしょう。自然沈下ならほんなもん自分で横にともばつくらせないかんとやな。ともはつとらすとやろか。
坂上委員	多分、開田ばしとらすとはすつとやろうと思うとですたい。なかは見られんばってん。周囲は全部田ん中です。蛇口があるとですもん、全部。土手はあつちゃん。
池本委員	土手がべれていって、隣接地に迷惑をかけんなら、そんならよかたい。
事務局	その辺は、申請者の方にこちらのほうから……。
馬場委員	こら、賃借じゃけん、賃借料ってあるとですか。
事務局	そうですね。借人の方が、貸人の方に、土地のどれぐらいをあれをされるか、ちょっとそこまでは書いてありませんけど。
濱北会長	この人たちは、親子関係とか何にもなかとですか。
事務局	この方は、多分、親戚だと思えます。親族の方……。
濱北会長	ほかにありませんか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の願ひします。
濱北会長	賛成者挙手
濱北会長	全員賛成で原案どおり決定をいたします。
事務局	次に、受付番号11番の説明をしてください。
事務局	それでは、受付番号11番でございます。
	譲受人が荒尾市の不動産の会社でございます。譲渡人が腹赤区在住の方でございます。所在地につきましては、腹赤字前田でございます、地番が765番3、同じく4となっております。地目は台帳、現況とも畑となっております。地積が少ないです、0.30㎡と5.40㎡となっております。
	申請理由といたしましては、建売住宅の建築ということで、2戸と書いてございますが、こちらの施設面積は大きくなっております。149.04㎡となっております。
	農地区分でございますけれども、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しております。
	金融機関から残高証明書が添付されており、事業費を超過している為、適当と思われます。
	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ということで、既存の擁壁をそのままの状態を活用するという事でございまして、問題はないと思っております。
	計画面積の妥当性でございますが、既存の擁壁の面積、既存の擁壁のほうか

入っていたということになっております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地は、既存の擁壁の活用のため、周辺農地への影響はないと思われま。支障はないと考えています。

その他、特記事項でございますが、平成27年の10月19日に隣接地の申請をされて、11月24日に許可をして転用されております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ここで、1番の池本委員に補足説明をお願いします。

池本委員

池本です。補足説明をいたします。

12ページと13ページに図面がありますがけれども、腹赤小のところから腹栄中学校に行くちょうど中間ぐらい東のほうに行けば、腹赤の納骨堂霊殿があります。その霊殿の手前です。申請地も、面積は少しですがけれども、この766の1が既に一回委員会にも諮られましたけれど、早くから塀で境界を引いてありました。そこで測量ミスでしょうね。測量ミスか、ここまでは売れんと言ってしとらしたところが、予想を超えてひゃありこどったというようなことで、改めてやったところ、5㎡程度の面積の超過があったということです。全く問題ないと思います。

濱北会長

ありがとうございます。

坂上委員

でけんって言ったら、とらなんとやろ。

増岡委員

そうです、もちろんそうなんです。それがあがために売れない。

池本委員

1軒は家が建つとうですけん。これは建売やけんですな。

増岡委員

もう1軒分がこれが関係すると。

池本委員

2軒分とも一緒です。真ん中に2つわって建売2軒にしてあるけん。ようと測んならんけん間違っったんやけん。

濱北会長

ただいま補足説明がございましたが、何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ということで原案どおり決定をいたします。

次に進みます、14ページ。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

報告第6号でございます。「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」でございます。受付番号14番でございます。

申請人の住所・氏名でございますが、賃貸人の方が玉名市在住の方、賃借人の方も玉名市在住の方でございます。所在につきましては、上沖洲の名石浦、地番が922番、925番、947番、3筆ございます。地目が上のほうから台帳、現況とも田、田と畑となっております。地積は922番が1,906㎡、925番が1,969

m²、947番が208m²となっております。

申請理由は合意解約となっております、理由が離農のためとなっております。

合意解約の成立日といたしましては、平成28年7月14日となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がございました。この件について、何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長 なければ原案どおり承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長 ありがとうございます。原案どおり承認いたします。

次に報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 報告第7号でございます。「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」でございます。

受付番号が4番。届出人の住所・氏名でございますが、大牟田市在住の方でございます。所在につきましては3筆でございます。腹赤の水待454番2、同じく454番の3、次に腹赤の大辻1031でございます。地目に関しましては田となっております。地積は454番2が95m²、454番3が19m²、1031番の方が148m²となっております。

権利取得日が平成17年4月8日となっております。

取得した権利の種類及び取得した事由は所有権移転ということで、相続となっております。上2の方が備考のほうで農振地であっせん希望はなし、下が農振農用地でございまして、あっせん希望有ということで届け出が出ております。

以上で説明を終わります。

池本委員 此ら場所は場所は、どこかね、こがんと95m²ていうのは。あの辺か。

事務局 登記の台帳上はあるんですけど……。

池本委員 あそこは圃場整備の中やろが。

事務局 町のGIS上のああいう字図的なところには出てきてないんですよ。

池本委員 この148m²は大体場所は、こら場所がわかるばってん、あとの2つが、こら場所はどこ……。水待の454の……。ここは大体水待のこの辺な圃場整備しとつどが。圃場整備の中にこがんとがあつとかなって。

事務局 書類上はあるんですけど、字図上で、二人で見つけたんですけど。

池本委員 現況がなかつちゃろう。

事務局 登記の中にはあるんですけども、実際、その土地が、場所が……。書類上はその土地があるって、架空でもあるから、うちが、それをどうのこうのはでけんけんですね。

池本委員 これ、圃場整備の中やんな、水待のこの辺な。圃場整備のあつたけん、地積調整もあつとる。その後、圃場整備もあつとるけんですね、なかつちゅうとも

事務局 おかしかもんな。
 移動の届出で、こういうふうに出されていますので、そこを地図上というかあれは、地積上はないんですけど……。

池本委員 それはそうと、3番目の148㎡であっせん希望有というのは何のあっせんになるとですか。作ってくれとか売買してくれとか、どがんしたあっせんになっとととですか。

事務局 これ、多分、今結ばれていると思いますので、作られてるんじゃないかと。そこまで聞いてない……。

池本委員 売ってくれの斡旋があったとか、それともぴしゃと誰かに貸したいから斡旋してくれとか、そこはどがんなっととですか。どがん斡旋かな？。

事務局 あり、というだけで、内容のそこまでは……。

池本委員 しっとかんなら、そこは斡旋って書くならば聞いとかと。うちがその後買うかもしれんけん。その95と19はわからんばってん。

池本委員 そこら辺な、ぴしゃとあっせんならどがんしたあっせんか、農業委員会にあっせんしてくれってことじゃろう、ここに書いてあつとは。これ、書いとるちゅうことはそがんたい。農業委員会にしてくれって。そんなら農業委員会は売買かそれとも賃借か、その辺はあっせんせなんとやけん、しっかり把握しとかんなら。

事務局 移動届けがあったときに、それをまた……。

池本委員 そがん言いよると、これ相続やけんが農業委員会に出さんじゃよかたいて言わすかもしれんばってん。確認しとって。

事務局 わかりました、確認します。

濱北会長 ほかにないですか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 ほかになければ原案どおり承認をしてよろしゅうございますか。

濱北会長 はい の声有

濱北会長 それでは報告の受付番号4番について原案どおり承認することを決定いたします。

これで全て終了をいたしました。

(その他)

1. 平成28年度先進地研修時期について
2. のうねん配布について
3. 農地利用状況調査について
4. 第5回定例会の日程について

濱北会長 これをもちまして平成28年度第4回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会(終了 午前11時00分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印